



公益財団法人櫻谷文庫 第1回理事会 議事録

1. 日時 平成25年6月15日(土) 12時~16時
2. 場所 京都市北区等持院東町56 櫻谷文庫 画室
3. 出席者 理事現在数6名 定足数4名 出席理事数 6名
(理事出席者)
代表理事 門田 理、業務執行理事 門田節、理事 平野重光、
理事 石田祐三郎、理事 茨木捷彰、理事 木島温夫
(監事出席者)
監事: 秋山 哲
4. 議事
 - 1) 議長選出
 - 2) 理事会成立報告
 - 3) 議事録署名人指名
 - 4) 議案
第1号議案 公益財団法人移行に関する件(報告)
第2号議案 平成24年度財団法人櫻谷文庫事業報告に関する件(決議)
第3号議案 平成24年度財団法人櫻谷文庫決算に関する件(決議)
第4号議案 平成25年度事業計画及び収支予算に関する件(報告・決議)
第5号議案 公益財団法人櫻谷文庫所蔵品貸出規程制定の件(決議)
第6号議案 平成25年度第1回評議員会の招集について(決議)
 - 5) 議長退任
5. 議事の概要
門田代表理事の挨拶に続いて、互選により門田代表理事が議長となり、議長は理事6名全員が出席していることを確認、定款31条に基づき会議が成立していることを報告、開会を宣した。会議に先立ち、公益財団法人櫻谷文庫の定款の理事会、評議員会、事業計画・予算、事業報告・決算について門田代表理事から以下の通り説明があった。
(1) 事業計画・収支予算の承認
定款第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。



2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(2) 事業報告・収支決算の承認

定款第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

(3) 評議員会

（権限）第16条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（招集）定款第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。



(決議) 定款第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

(議事録) 定款第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(4) 理事会

(権限) 定款第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集) 定款第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議) 定款第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録) 定款第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 代表理事が出席しなかった場合は、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。

4 理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものとする

門田代表理事の定款の説明につづいて、定款 32 条により門田代表理事、秋山監事を議事録署名人とし、第 1 号議案以下の審議に移った。

② 第 1 号議案 公益財団法人移行に関する件 (報告)



門田代表理事及び門田業務執行理事から定款第 23 条 3 項に基づく代表理事及び業務執行理事の職務の報告として、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間の移行認定申請等に係る経緯について、資料「第 1 号議案」に基づいて報告があり、出席理事全員が異議なく了承した。

③ 第 2 号議案 平成 24 年度財団法人櫻谷文庫事業報告に関する件（決議）

門田代表理事から資料「第 2 号議案」に基づいて詳細に説明。主に公益財団法人泉屋博古館との連携、共催による平成 25 年度の第 1 回（遺作展、没後 50 年展からは第 3 回）木島櫻谷展、櫻谷展と連携しての櫻谷文庫の公開、第 2 回以降に繋がる収蔵品の調査等公益目的事業の中心となる事業の基礎づくりについて詳細に説明、出席理事全員が異議なく了承した。

④ 第 3 号議案 平成 24 年度財団法人櫻谷文庫決算に関する件（決議）

門田代表理事から資料「第 3 号議案」に基づいて詳細に説明。平成 24 年度決算について公益認定基準である収支相償、公益目的事業比率、有休財産の保有制限を満たしていることを説明。出席理事全員が異議なく了承した。

⑤ 第 4 号議案 平成 25 年度事業計画及び収支予算に関する件（報告・決議）

移行後の初年度については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）第 21 条「公益法人は、毎事業年度開始の日の前日までに（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。」とされております。移行後最初の事業年度の事業計画と予算については、移行登記後遅滞なく理事会の承認が必要になりますが、移行後の最初の理事会開催までの期間が長くなるため、3月29日に特例民法法人櫻谷文庫理事会・評議員会で門田理事長提案の公益財団法人櫻谷文庫平成 25 年度事業計画及び予算にご同意、承認（みなし決議）いただき、移行後の公益財団法人櫻谷文庫の理事会で承認頂くこととしました」との門田代表理事から報告及び趣旨説明があり、続いて資料「第 4 号議案」に基づき平成 25 年度公益財団法人櫻谷文庫の事業計画及び予算の提案があった。平成 25 年度は公益財団法人としての初年度となり、公益事業として公益財団法人泉屋博古館との連携、共催による櫻谷文庫の公開、櫻谷展の開催、収蔵品の調査、修復に重点をおき、修復については住友財団ほかに助成金の申請を行うことなどについて詳細な説明があり、出席理事全員が異議なく了承した。

⑥ 第 5 号議案 公益財団法人櫻谷文庫所蔵品貸出規程制定の件（決議）

門田代表理事から資料「第 5 号議案」に基づいて詳細に説明。今後公益目的事業の展開にあたり他館との連携は不可欠であり、また事業継続の観点からも有償での貸出しを原則とする必要があることなどから貸出規程案を説明、出席理事全員が異議なく了承した。



⑦ 第6号議案 平成25年度第1回評議員会の招集について（決議）

門田代表理事から資料「第6号議案」に基づいて詳細に説明。

門田代表理事から定款第18条に基づき下記要領により招集することを本理事会で決議したいとの説明があった。

日時 2013年6月29日（日） 11時

場所 京都市北区等持院東町56 櫻谷文庫画室

- 目的である事項等
- ・公益財団法人移行に関する件
 - ・平成24年度財団法人櫻谷文庫事業報告に関する件
 - ・平成24年度財団法人櫻谷文庫決算に関する件
 - ・平成25年度事業計画及び収支予算に関する件
 - ・公益財団法人櫻谷文庫所蔵品貸出規程制定の件

上記議案は出席理事全員が異議なく了承した。

以上をもって議案の審議を終了したので、議長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長および議事録署名人は記名押印する。

平成25年6月15日
公益財団法人 櫻谷文庫

議長

代表理事 門田 理

門田 理 

議事録署名人

代表理事 門田 理

門田 理 

議事録署名人

監事 秋山 哲

秋山 哲 